

中世 2 古代～中世の土地制度の実況中継② 寄進地系荘園**官職の利権化**①造宮・造寺などの費用を請け負う＝**成功**②成功によって同じポストに再任されたり、任期を延長される＝**重任**

受領は公領（国司の荘園のような状態だったため **国衙領** ともいう）の耕作を有力は農民に請け負わせた。

田堵は、律令制の租・調・庸にあたる **官物** や、雑徭などに相当する **臨時雑役** を負担した。

寄進地系荘園

荘園整理令が出された 10 世紀（最初は 902 年の延喜の荘園整理令）以後、**寄進地系荘園** へと移っていく。

（2）寄進地系荘園は、**肥後国鹿子木荘**の史料と合わせておさえる。鹿子木の場所

→ **肥後国** が出た。史料の出典「**当時百合文書**」も出た。史料でチェックすべき語句は、開発した土地を領有した大名田堵や豪族は、→ **開発領主** と呼ばれた。開発領主の中には、国衙の行政実務に参加する者もあり、彼らは **在庁官人** と呼ばれた。開発領主は、**国司** の厳しい課税から逃れるため、中央の権力者にその領有権を **寄進** した。開発領主が自分の所領を中央の権力者に寄進して成立した荘園を→ **寄進地系荘園** という。開発領主は **預所** や下司・公文・荘司などの荘官となり、現地での支配を保持した。開発領主から寄進を受けた貴族・寺社などは荘園領主となり、→ **領家** と呼ばれた。領家はさらに上級者に寄進することもあった。この上級者を→ **本家** という。領家・本家のうち、実質的な支配権を持つ者を **本所** と呼ぶ。官物が免除される権利を **不輸の権**、国司が派遣する **検田使** の立ち入りを禁じる権利を **不入の権** という。中央政府の**太政官符**や→ **民部省符** によって不輸の特権が公認された荘園を **官省符荘** という。ラスト！ **国免荘** は、国司によって税の免除が認められた荘園をいう。

NO3（国公立向け論述）

10 世紀の課税方法はそれ以前の課税方法とどう異なるか？40 字以内で説明せよ。

武士身分の形成

中央への貢納物の輸送は有力農民によって担われていたが、なかには集団で武装し、群盗・海賊として貢納物を略奪行為に及ぶものが現れた。たとえば、瀬戸内海の村上海賊である。承平・天慶の乱で暴れまくる→ **平将門** や **藤原純友** などそれぞれである。これらに対処するため朝廷のもとで軍事警察の役割を担う武家が形成されていく。

武家（軍事貴族）＝平貞盛・藤原秀郷・源経基ら中級貴族クラスの武士

彼らは受領を歴任しながら在地で私領を形成・拡大していく。一族・郎党を従え武士団を組織した。

荘園公領制の成立 平安時代後期

後三条天皇が 1069（寛徳 2）年、**延久の荘園整理令** を出した。それまでの荘園整理令が

国司にゆだねていたのに対し、中央に→ **記録荘園券契所**（記録所）**を設け、朝廷が荘園整理にあたった点** に特徴がある。

ここで院政期の過去問にトライ！

NO4 後三条天皇 早稲田（文）2007

後三条天皇による延久の荘園整理令では、【A】年以降の新立荘園は廃止され、**b 藤原氏の荘園もその対象となった。**

問 1 空欄 A に入る年紀を下記から 1 つ選べ。

ア 延喜 2 イ 長元 1 ウ 寛徳 2 エ 天喜 3 オ 保元 1

正解→ウ。

問 2 下線 b について。この時に設置された記録荘園券契所で、反撰関家の立場に立って事務を進め、後三条天皇の侍講であった人物は誰か。

正解→大江匡房

NO5 早稲田（商）2009

次の史料 I・II を読んで、下記の設問に答えよ。解答は 1 つ選べ。

（史料 I）

コノイ後三条位ノ御時、(中略)【ロ】ノ記録所トテハジメテヲカレタリケルハ、諸国七道ノ所領ノ宣旨、【ハ】モナクテ公田ヲカスムル事、一天四海ノ巨害ナリトキコシメシツメテアリケルハ、スナハチニ宇治殿ノ時、(中略) 荘園諸国ニミチテ、受領ノツトメタエガタシナド云ヲ、キコシメシモチタリケルニコソ、
(ホ『愚管抄』)

問 A 下線部イに関して誤った説明はどれか。

1. 石清水八幡宮から荘園を没収した。
2. 大江匡房を登用した。
3. 撰関家を外戚としなかった。
4. 宣旨柙を制定した。
5. 北面の武士を組織した。

誤文→5。

問 B 空欄ロに入る年号はどれか。

1. 延喜 2. 延久 3. 寛徳 4. 建久 5. 保元

正解→2、延久

問 C 空欄ハに入る語句はどれか。

1. 院宣 2. 官符 3. 勅旨 4. 御教書 5. 綸旨

正解→2、官符

問 D 下線部ニに関して正しい説明はどれか。

1. 関白には就任しなかった。
2. 後一条天皇の外祖父として権力をふるった。
3. 平等院鳳凰堂を建立した。
4. 『御堂関白記』を著した。
5. 源高明を失脚させた。

正解→3

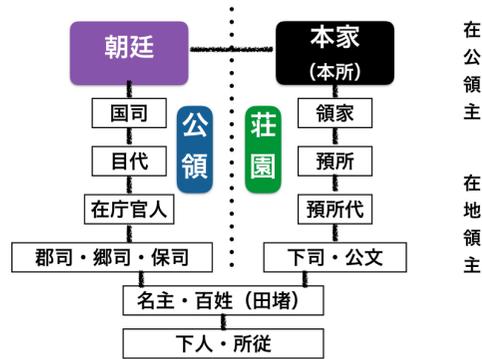
問 E 下線部ホを著した人物について正しい説明はどれか。

1. 鎌倉幕府を批判する論調が目立った。✕肯定的✕
2. 二条家の出自であることが歴史観に影響を与えた。✕二条家でなく九条家

早慶への日本史

- 3. 藤原氏と縁の深い興福寺の別当を務めた。✖
- 4. 末法思想に基づいて歴史を解釈した。✖
- 5. 歴史を貫くのは天道の観念であるとした。✖

正解→4



さて、荘園公領制とはなんだろうか？

荘園公領制

公領は国衙領ともいうこと、公領を管理した在庁官人、荘園を管理した荘官、ともに開発領主層出身であることが多かった。

国内は→〈郡〉〈郷〉〈保〉〈荘〉などの行政区画で構成される。図に書き込みながら読む。

〈郡司〉〈郷司〉〈保司〉〈下司〉などは、もともと開発領主である。負名体制ってありました。受領が公領を〈名〉(徴税・土地経営の単位となる土地)に編成し、その田地の耕作を請け負わせた〈田堵〉を→負名として把握するかたちです。

負名体制のもとで田堵は名の請負人としての立場を強め、〈名主〉と呼ばれるようになる。名田経営を担った名主は、配下の百姓から徴収した年貢・公事・夫役を国司や荘園領主に納めました。

NO6 荘官 早稲田(文) 2013

下記のうち荘官としてふさわしいものを2つ選びなさい。

- ア 公文
- イ 郷司
- ウ 供御人
- エ 作人
- オ 下司

正解→イ・オ。

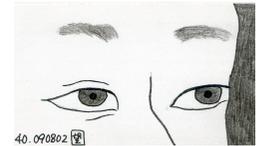
Pain is inevitable Suffering is optional

源頼朝の土地政策

土地制度の矛盾を解消する役職の設置を朝廷に認めさせる。

すなわち① 守護 と② 地頭 です。本所・領家の支配下で〈荘官〉という土地の管理人にすぎなかった武士に、守護・地頭という役職を与えて、名実ともに土地の支配権を与えたということ。これが③ 本領安堵 です。

こうした頼朝と家来(御家人)との関係を④ 御恩と奉公 といいます。つまり、朝廷がすべての政治権力を持っていたのを、土地制度に関しては、一部の権益を鎌倉幕府に委譲したということです。勝ち取った権力を背景に、御家人の土地支配を認めます。これが源氏政権の意味です。しかし源氏政権ができたと言っても、全国の土地が守護・地頭の管理下に置かれたわけではない。



⑤西国を中心に荘園制が残ります。興福寺や東大寺が持っている荘園を、いきなり返せとは言えないのです。平家や朝廷の本拠地だからやむを得ない。東国は、守護・地頭の支配する地域が多く源氏の勢力範囲でしたが、西国は朝廷の力が強く寄進地系荘園が数多く残っていました。鎌倉幕府はできたけれど、東国の鎌倉幕府と西国の朝廷と、二国分裂状態というイメージですね。